

イベントなどが延期・中止、施設等が休館になる場合があります。
実施の有無等、くわしくはホームページまたは電話でご確認ください。



学び

「生野区緑化ボランティア」 育成講習会

無料

花づくりについての基礎知識と実践的なスキルを習得し、生野区における緑化活動を推進していただける方を募集します!



- とき** ①7月17日「植物ってなに? (基礎知識)」
②8月21日「土の役割と病害虫って?」
③9月11日「種から花を育ててみよう!参加者ニーズ講習会」
④10月9日「剪定どうするの?寄植えや花壇をデザインしてみよう!」
⑤11月13日「花壇に花を植えてみよう!」
いずれも金曜日10:00~12:00 (全5回予定)

- ところ** ①~④区役所内会議室
⑤巽公園花壇(実習)
※講習会修了者には「修了証」を発行します。

対象 区内在住の方 **定員** 10名

申込み 住所・氏名・電話番号をご記入のうえ、はがき・FAX・メールにて、問合せまで。定員を超えた場合は、抽選。申込者全員に抽選結果を通知します。

締切 6月22日(月)

問合せ 区地域まちづくり課 4階44番
☎6715-9734 FAX6717-1163
メール: ikuno-tiki@city.osaka.lg.jp

お知らせ

住民情報担当1F 窓口混雑状況予測について

【6・7月の混雑カレンダー】

日	月	火	水	木	金	土
	6/1	2	3	4	5	6
	🔴	🔴	🔴	🟡	🟢	🟢
7	8	9	10	11	12	13
🟢	🔴	🔴	🟡	🟡	🔴	🟢
14	15	16	17	18	19	20
🟢	🔴	🔴	🟡	🟡	🔴	🟢
21	22	23	24	25	26	27
🟢	🔴	🔴	🟡	🟡	🔴	🟢
28	29	30	7/1	2	3	4
🟢	🟡	🟡	🔴	🔴	🔴	🟢
5	6	7	8	9	10	11
🟢	🔴	🔴	🟡	🟡	🔴	🟢

🔴…大変混雑 🟡…混雑 🟢…比較的すいてる

🟢…閉庁日 🟢…延長窓口(19時まで)

※実際の混雑状況と異なる場合がありますのでご了承ください。14時から16時ごろが混み合う傾向にあります。

※生野区公式ツイッターでは定期的に待ち人数を配信しています。

問合せ 区窓口サービス課 1階4・5番
☎6715-9963 FAX6715-9110

6月は「就職差別撤廃月間」です ～しないさせない 就職差別～

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

就職差別 110番

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。
(問合せ)まで

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室
☎6210-9518
(月間中(閉庁日を除く)10時~18時)
メール: rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
(月間中随時)

令和2年度 個人市・府民税の 納税通知書を6月上旬送付します

第1期分の納期限 6月30日(火)
※申告書を延長期間中に提出された場合は、納税通知書の送付が遅れる場合がございます。
ご不明な点がございましたら、令和2年1月1日現在のお住まいの区を担当する市税事務所へお問い合わせください。

問合せ なんば市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953

国民健康保険料について

◆保険料の決定

令和2年度(令和2年4月から令和3年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。くわしくは(問合せ)まで。

令和2年度 国民健康保険料(年額)

	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※①
平等割保険料(世帯あたり)	29,376円	9,892円	4,424円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×24,372円	被保険者数×8,207円	介護保険第2号被保険者数×13,396円
所得割保険料※③	算定基礎所得額×8.06%※②	算定基礎所得額×2.78%※②	算定基礎所得額×2.62%※②
最高限度額	61万円	19万円	16万円

※① 介護分保険料は、被保険者の中に40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯のみにかかります。

※② 算定基礎所得額: 前年度中総所得金額等-33万円

※③ 世帯の所得割: 被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額

◆保険料の減免

令和2年度分から、大阪府内統一の基準・運用に合わせるため、退職、倒産、廃業、営業不振等にかかる減免の取り扱いが一部変更となります。

◆令和元年度分まで

減免事由該当者の前年中所得と今年中の見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

◆令和2年度分から

減免事由該当者を含むその世帯の国保加入者の前年中所得と今年中の世帯見込所得をもとに、減免率・減免額を算出します。

問合せ 区窓口サービス課 4階48番 ☎6715-9956 FAX6717-1161

市府民税課税(所得)証明書等の 請求窓口について

6月は市府民税課税(所得)証明書など請求が多くなる時間の時間お待ちいただくことがあります。各区役所や出張所、各市税事務所でも請求できますので、ぜひご利用ください。(大阪市サービスカウンターは除く。)お急ぎでなければ郵便またはインターネットから請求もできます。くわしくは、大阪市ホームページをご覧ください。

問合せ 区窓口サービス課 1階4番
☎6715-9963
FAX6715-9110



介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(金)です。更新希望の方は6月30日(火)までに申請してください。

なお、申請には、年金等の収入額や基礎年金番号を、すでにお送りしている申請書裏面の収入等申告書にご記入いただき、申請書等を(問合せ)まで送付してください。

問合せ 区保健福祉課 2階22番
☎6715-9859 FAX6715-9967

